

# 逮捕に伴う無令状搜索・押収

伊藤 徳子\*

## 要 旨

令状要件の例外法理の一つである逮捕に伴う無令状搜索・押収は、我が国においても刑事訴訟法上認められている。また、近年、GPSや携帯電話をはじめとする高度な情報通信技術を用いた捜査手法の持つ問題に焦点が当てられている。このような状況の下、最新の情報通信技術でありながら日常生活に不可欠なものとなっている携帯電話について、そのデジタル・データの無令状搜索という問題を扱った合衆国最高裁のRiley判決は、我が国の搜索・押収に関わる諸問題の分析に資する。本稿は、携帯電話内のデジタル・データについて逮捕に伴う搜索法理を適用しないと判断したRiley判決と先例との関係を分析し、本判決の意義や新たな課題を分析することをもって、逮捕に伴う搜索法理の今後の動向を探ることを目標とする。

## 目 次

- I はじめに
- II 逮捕に伴う搜索法理の形成及び変遷
- III 携帯電話内のデジタル・データに対する搜索(1)  
—— Riley判決以前
- IV 携帯電話内のデジタル・データに対する搜索(2)  
—— Riley判決
- V おわりに

## I はじめに

情報通信技術の発達により、これまで長く確立したものとされてきた搜索・押収法理は、そのままの形で維持することに限界があり、社会の変化に対応した現代的変容を加えるべきではないか。

合衆国憲法第四修正は、搜索・押収について「何人も身体、家屋、書類、及び所持品に対して不合理な搜索及び押収を受けることのない権利は、これを侵してはならない。また、令状は、宣誓または確約によって裏付けられた相当理由に基づいてのみ発付され、かつ搜索すべき場所、および逮捕すべき人、または押収すべき物を特定して明示したものでなければならない。」と規定する。これは、アメリカ植民地時代に、一般令状 (general warrant) や臨検令状 (writ of assistance) により、一般探索的な搜索・押収が横行したという歴史を踏まえて、そのような搜索・押収が行われないよう一般令状を禁止する趣旨で制定されたものである<sup>1)</sup>。このことから、この規定は一般に、令状要件を定めたものとも理解されている。

合衆国憲法第四修正による不合理な搜索の禁止が絵に描いた餅とならないように、合衆国最高裁は、「具体的に確立され、その限界が十分に詳細に示された、僅かな例外に該当しない限り<sup>2)</sup>」、無令

\* いうのりこ 法学研究科刑事法専攻博士  
課程後期課程

2016年10月7日 推薦査読審査終了

第1推薦査読者 安井 哲章

第2推薦査読者 柳川 重規

状での搜索を禁止してきた。しかしながら、近年、合衆国最高裁は、そうした例外をますます拡大しており、プライバシー保護に対する懸念が高まっていることが指摘されている。

こうした例外法理の一つが、本稿で扱う逮捕に伴う搜索法理である。逮捕に伴う搜索は、*Weeks v. United States*<sup>3)</sup>の判断の中で、捜査機関の権限として初めて認められた。それ以降、長く確立した法理として用いられながらも、無令状で搜索が認められる対象や範囲は拡大しては縮小し、また拡大しては縮小し、判断が大きく揺らいでいたが *Chimel* 判決によって、従来の逮捕に伴う搜索法理の土台が形成された<sup>4)</sup>。

しかし、そのような逮捕に伴う搜索法理も、*Riley v. California* 判決<sup>5)</sup>によって、現代的変容が加えられたと評価できる。本判決が出されるまで、携帯電話内のデータについて無令状で搜索し得るかという問題を巡り、学説や下級裁判所の中で判断が分かれていた。そのような中、本判決は、確立した法理とされてきた逮捕に伴う搜索という令状要件の例外法理を、携帯電話内のデータについて適用しないという革新的な判断をした。

*Roberts* 首席裁判官執筆に係る法廷意見は、無令状の搜索・押収に関して、特に先例について、詳細かつ丁寧な分析を行っている。我が国においても、逮捕に伴う無令状での搜索は刑事訴訟法上認められており<sup>6)</sup>、また、近年、GPSや携帯電話をはじめとする高度な情報通信技術を用いた捜査手法の持つ問題に焦点が当てられている<sup>7)</sup>という状況においては、本判決の意義を考察することは重要である<sup>8)</sup>。携帯電話という最新の情報通信技術と無令状での搜索という問題を扱った *Riley* 判決は、我が国の搜索・押収に関わる諸問題の分析に資すると思われる。本稿は、携帯電話内のデジタル・データについて、逮捕に伴う搜索法理を適用しないと判断した *Riley* 判決と先例との関係を分析する。すなわち、本判決はあくまで逮捕に伴う搜索法理に関する従来の判断を踏襲するもので

あり、本判決が重大な意義と影響を持ち得る判断であることを論じる。

## II 逮捕に伴う搜索法理の形成及び変遷

### 1. はじめに

令状要件が憲法上の地位を有するものであるかどうかは、盛んに議論がなされているところであるが<sup>9)</sup>、少なくとも、合衆国最高裁は、令状要件について各種の例外を認めている。そのひとつが、逮捕に伴う搜索である。逮捕に伴う搜索は、*Weeks v. United States*<sup>10)</sup>の判断の中で、「犯罪の成果物または証拠を発見し押収するために適法に逮捕が行われた場合、イギリス法及びアメリカ法上常に認められる、被疑者の身体を搜索する権限<sup>11)</sup>」として、初めて認められた。それ以来、逮捕に伴う搜索は、長い間、確立した法理として認められてきた。しかしながら、その法理の射程を巡っては、同じくらい長い間、議論がなされてきたのである<sup>12)</sup>。本章では、逮捕に伴う搜索法理を概観する<sup>13)</sup>。

### 2. *Chimel* 判決まで

合衆国最高裁は、*Weeks* の判断後、50年以上の間、逮捕に伴う搜索という例外をどのように解釈すべきか決めかねていた<sup>14)</sup>。*Weeks* では、被逮捕者の身体を搜索する権限だけが認められたが、1927年に合衆国最高裁は、警察官は逮捕の「現場」も搜索できると判断した<sup>15)</sup>。ここにいる「現場」は「違法な目的に使用された建物 (premise) の全て」を含むものであった<sup>16)</sup>。しかしその後、*Go-Bart Importing Co. v. United States*<sup>17)</sup>において合衆国最高裁は、被告人を逮捕した場所である事務所の搜索を認めなかった。また、*United States v. Lefkowitz*<sup>18)</sup>でも、シングルルームの探索的・包括的な、証拠収集のための搜索が違法だと判断された。

1947年に、合衆国最高裁は *Harris v. United States*<sup>19)</sup>において、再び広範な搜索を認めた。

Harris は、軍の徴兵令状 (military draft cards) に関連する詐欺を被疑事実とする逮捕に続いて、被逮捕者の4部屋のアパートの捜索が行われたという事案である。合衆国最高裁は、逮捕に伴う捜索は「適切な状況があれば、被逮捕者の身体だけでなく被逮捕者の直接の支配下にある建物まで含めて行うことができる<sup>20)</sup>」と判断し、隠匿されている可能性があり、それもそのアパートのどこかにあるであろう「起訴に係る犯罪の手段や道具を対象を絞って行われている<sup>21)</sup>」ことを理由に本件捜索を合理的なものだと結論付けた。合衆国最高裁は *Trupiano v. United States*<sup>22)</sup> において逮捕に伴う捜索権限について、「厳格な制限を受ける<sup>23)</sup>」とし、「適法に逮捕が行われたという事実のみをもって無令状での捜索が認められるわけではない<sup>24)</sup>」と述べて Harris でなされた広範な理解から距離をとった。しかし、それから間もなくして *United States v. Rabinowitz*<sup>25)</sup> において、また広範囲の徹底的な捜索が認められた。その後、*Chimel* 判決が出されるまでの19年に渡り、*Rabinowitz* が先例としての地位を確立し、「『適法な逮捕に伴う無令状捜索』は、一般に、被逮捕者の『占有』又は『支配下』にあると考えられる領域まで行うことができる<sup>26)</sup>」と理解された。

### 3. *Chimel v. California* 判決<sup>27)</sup>

このように、逮捕に伴い無令状で捜索できる範囲は縮小・拡大を繰り返し、判断に大きな揺れがあった中で、*Chimel v. California* は、現在の逮捕に伴う捜索法理の理論的土台を形成した<sup>28)</sup>。本件は、令状により被疑者を逮捕した警察官が、続けて被逮捕者の家中を捜索した行為が、合衆国憲法第四修正上、合理的かどうかが問題となった事案である。合衆国最高裁は、逮捕に伴う捜索・押収が認められる理論的根拠を明らかにするとともに、第四修正上合理的か否かを判断するルールを示した。また、逮捕に伴う捜索・押収は無制限に認められるものではなく、範囲的限界があることを明

確にした。

法廷意見は、逮捕に伴い無令状で捜索を実施することが認められる根拠として2つの別個の要素を指摘する。第一の正当化根拠は、逮捕者の安全を確保する必要性である。「逮捕時、被疑者が逮捕に抵抗し、逃亡するのに用いられる可能性のある凶器を取り上げるために被逮捕者の身体を捜索することは、逮捕者にとって合理的<sup>29)</sup>」であり、さもなければ、「逮捕者の身体が危険にさらされる恐れが十分にあり、逮捕それ自体が完遂できない<sup>30)</sup>」からである。

第二の正当化根拠は、証拠破壊を防止する必要性である。「被逮捕者が身につけている証拠を捜し押収することは、証拠の隠滅や破壊を防ぐために合理的<sup>31)</sup>」だからである。この2つの根拠は、主として、被疑者を逮捕するという状況にあっては、逮捕を完遂するために逮捕者の安全を守り証拠破壊を防止するという政府の利益が高まっていることに基づくものと理解できる<sup>32)</sup>。

本件では、逮捕に伴う捜索は2つの異なる必要性から正当化されることが示された。そして、この理論的根拠からの帰結として、逮捕に伴う無令状捜索は、「被逮捕者の身体、及び被逮捕者の直接の支配領域 (“the arrestee’s person and the area ‘within his immediate control’”)<sup>33)</sup>」に限定して認められると判断した。後に、逮捕に伴う捜索が認められる範囲について、本判決の判断が踏襲されたことから、この範囲の限定は、もはや、逮捕に伴う捜索の適法性基準となっている。

### 4. *United States v. Robinson* 判決<sup>34)</sup>

*Chimel* 判決で示された逮捕に伴う無令状捜索の正当化根拠を一步進めて、より一般化し実務上使いやすいものにしたのが *United States v. Robinson* である。警察官が、無免許運転の被疑事実で逮捕した被告人にボディ・チェックを実施したところ、ポケットからタバコの箱が発見され、さらにその箱の中を調べたところ、ヘロインが発見された。

本件は、タバコの箱を開けて、その中身を調べた警察官の行為が、逮捕に伴う無令状での捜索法理の下で、合衆国憲法第四修正上合理的かどうか争点となった事案であり、被逮捕者の身体（着衣）から発見された物の中身の捜索にChimel判決を適用した唯一の合衆国最高裁判決である。

合衆国憲法第四修正は第二文で、「令状は、宣誓または確約によって裏付けられた相当理由に基づいてのみ発付され、かつ捜索すべき場所、および逮捕すべき人、または押収すべき物を特定して明示したものでなければならない」と定め、いわゆる令状要件を規定している<sup>35)</sup>。これによれば、捜索・押収を行うためには、相当理由（probable cause）に基づく令状が要求される。捜索・押収を行うにあたり、少なくとも、相当理由という実体要件が備わっていなければならない。

この点に関連して、Chimel判決が出された後、警察官の捜索権限は、逮捕が行われれば自動的に認められるものなのか、それとも、証拠または凶器が捜索中に発見される可能性があることを示す事実が示されなければならないのかということが問題となった。この問題が最も一般的に生じるのは、軽微な交通違反や、同程度の軽微な犯罪であるため、証拠がなく、犯人が武装しているとも思われられないような状況においてである<sup>36)</sup>。

本判決は第一に、警察官は、逮捕が適法であれば、Chimel判決により正当化される範囲（被逮捕者の身体、及び被逮捕者の直接の支配領域）において、無令状捜索を行う際に、逮捕犯罪に関係する凶器または証拠が隠匿されている可能性があるかどうかを事案ごとに吟味する必要はないことを示した<sup>37)</sup>。被疑者を逮捕するという状況においては、そのような危険が典型的に認められるという判断がなされたものである。

逮捕が適法であれば、逮捕に伴う無令状捜索が正当化されるChimelの根拠——凶器隠匿または証拠破壊の恐れ——があるかどうかを個別に吟味することなく、被逮捕者の身体及び直接の支配領域

について捜索して良いとするRobinson判決は、現場の捜査官にとって、ある意味で非常に明確なルールを提供するものであった。

さらに本判決では、Chimel判決を適用して、被逮捕者の身体への捜索と、それにより発見された容器<sup>38)</sup>の内容の捜索とは区別されず、警察官は、逮捕に伴う捜索中に被逮捕者の身体から発見した「容器（container）」の内容についても捜索できるということを確認した。

このコンテナ理論を用いることで、逮捕に伴う捜索中に被逮捕者の身体から発見された物を捜索することが許されるかという問題は、ある程度の解決を見た。事実、Robinson判決以降の事案では、Chimel判決で示された範囲内において、Robinson判決により、財布や住所録についても逮捕に伴い無令状で捜索できるという判断がなされた。

本判決では、「相当理由に基づく被疑者の逮捕は、合衆国憲法第四修正上、合理的な侵入である。つまり、そのような侵入は適法であり、逮捕に伴う捜索を正当化するのにこれ以上の正当化理由は必要ない」と述べている。これは、Chimel判決の正当化根拠が政府の利益の増大に着目するものであったのに対し、逮捕行為により被逮捕者のプライバシーの利益が縮減していることが重視されている。すなわち、被告人の逮捕によって、プライバシーの期待が縮減しているため、身体を捜索しポケットから発見されたタバコの箱の中身を調べたとしても、被告人の逮捕にあたり政府が行使した権限に比べて、わずかな追加的侵害でしかないという論拠から、被逮捕者の身体への捜索及び、それにより発見されたタバコの箱の中身について捜索したことを認めるのである。

しかしながら、被逮捕者のプライバシーの利益が縮減しているという事実は、合衆国憲法第四修正の射程から完全に外れるということの意味するものではない。単に身柄拘束されているという理由だけであらゆる捜索が許容されるわけではない。プライバシーに関する問題が十分に深刻で



ある場合には、被逮捕者のプライバシーの期待が縮減していても、捜索には令状を必要とする。そのような場合に当たる一つの例が前述のChimelのような事案である。すなわち、Chimel判決では、人の住居を徹底的に捜索したことによって生じた侵害について、些細な追加的侵害だという理解をとらなかった。合衆国最高裁は、被逮捕者の住居全体の捜索によって生じる侵害は、逮捕それ自体によって生じる侵害よりも大きいことを理由に、令状を要すると判断したのである。

Robinson判決は、逮捕に伴い被逮捕者の身体から発見された物の内容の捜索が認められるのは、逮捕それ自体により生じる侵害の程度に比して、続いて行われる捜索により生じる侵害の程度が高くないということを前提としている<sup>39)</sup>。

Chimel判決とRobinson判決を総合すれば、逮捕者の安全が害される恐れまたは証拠が破壊される恐れがある場合には、被逮捕者の身体及び被逮捕者の直接の支配領域について無令状で捜索し得るものの、逮捕による侵害と、それに続く捜索によるプライバシーの侵害の程度を比較して、後者の方が侵害の程度が高い場合には、無令状で捜索を行うことはできない。合衆国最高裁は、この二つの判断を通して、被逮捕者の身体から発見された物の性質によっては、逮捕に伴う捜索が認められない場合があることを示唆している<sup>40)</sup>。

#### 5. Arizona v. Gant判決<sup>41)</sup>

逮捕に伴う捜索に関わる判例の最後を締めくくるのがArizona v. Gant判決である。本判決は、被逮捕者の使用していた自動車という文脈にChimel判決を適用して、被逮捕者が確保された状態でなく、捜索中に車内にその四肢が届く範囲にいる場合に限り警察官は逮捕に伴い自動車内を捜索することが認められると判断した<sup>42)</sup>。これは、そのような場合にはChimel判決が示した証拠破壊の恐れが認められるため、逮捕に伴う捜索法理から導かれるものである。

他方、本判決はさらに進んで、Chimel判決により正当化できない場合であっても、自動車という事情に特別の状況から、「『逮捕に係る犯罪に関連する証拠が当該自動車内で発見され得ると思料することが合理的』である場合」には、無令状で捜索を行うことが認められるとし、逮捕に伴う捜索法理とは独立に、「自動車例外」を認めた。ここで重視されている「特別の状況」は、Gant判決がその判断の中で検討を加えた事案であるThornton v. United States<sup>43)</sup>において、Scalia裁判官執筆に係る補足意見が述べたように、自動車の場合には、「プライバシーの期待が縮減していること」と「法執行の必要性が高まっていること」から導かれることに留意しなければならない<sup>44)</sup>。

#### 6. 小 括

Chimel判決により、逮捕に伴う捜索の正当化根拠は逮捕者の安全を確保する必要性と被逮捕者による証拠破壊を防止する必要性に求められることが示された。この理論的根拠に依拠すれば、無令状で捜索が認められる範囲は、被逮捕者の身体及び被逮捕者の直接の支配領域に限定される。Robinson判決では、被疑者を逮捕するという状況においては、Chimel判決で示された必要性が典型的に認められるとし、被疑者の身体の捜索により発見された物の内容についても捜索できることが示された。Gant判決は、Chimel判決に基づく逮捕に伴う捜索法理から無令状捜索が認められる場合の他に、Chimel判決とは異なる論拠に立ち逮捕に伴う捜索法理とは異なる正当化根拠として、逮捕に伴う自動車という事情に特別の状況を重視して、いわゆる「自動車例外」による無令状捜索を認めた。

### Ⅲ 携帯電話内のデジタル・データに対する捜索(1) —— Riley 判決以前

2014年にRiley判決が出されるまで、携帯電話内のデジタル・データに対して、逮捕に伴う無令

状捜索を行うことが認められるかについては様々な見解が主張されており、実務においても学説においても混乱と矛盾を極める状況にあった<sup>45)</sup>、<sup>46)</sup>。

第一に、携帯電話上で開かれているアプリケーションに限り、逮捕に伴い無令状で捜索することができるという見解があった<sup>47)</sup>。しかし、この考え方は、どのアプリケーションが開かれていたか、あるいは、タッチの差でアプリケーションが終了された、といった偶発的な事情に大きく左右されることになり、また、現場で捜索を行う警察官の後知恵を助長する恐れがあるという批判が向けられる<sup>48)</sup>。

第二に、携帯電話も、有体物を念頭に置いた先例によって規律されるべきとする見解があった<sup>49)</sup>。この見解を示した代表的な判断である *United States v. Finley* において、第五巡回区連邦控訴裁判所は、「警察官が捜索できるのは、被逮捕者の身体から発見された、逃亡に使用される凶器や物だけに限られない。逮捕されたということをもって、公判で立証に用いる、逮捕犯罪の証拠を保全するために、被逮捕者の身体を調べることができる<sup>50)</sup>。」と述べて、伝統的な逮捕に伴う捜索法理<sup>51)</sup>に依拠した。そして、「警察官は、被逮捕者の身体から発見された容器を開拓することができ、この法理を、携帯電話内のメッセージに及ぼしてはならない理由はない」とした。端的に言えば、第五巡回区連邦裁判所は、人の身体 of 捜索や、身体から発見された有体物たる容器の捜索と、電子機器内のデジタル情報の捜索との理論的な差異を認めず、従来の有体物に対する逮捕に伴う捜索法理を、そのままの形で携帯電話内のデジタル・データにも当てはめたのである<sup>52)</sup>。この見解に従えば、デジタル媒体である携帯電話も「容器」であり、*Robinson* 判決の射程が及ぶため、その内容たるデータを無令状で捜索し得ることになる。しかも、*Robinson* 判決により、その捜索を実施するにあたっては、*Chimel* 判決の示した2種の危険は、逮捕状況における類型的なもので足り、個別具体的な状況の下

で、そのような危険の有無を吟味する必要はない。したがって、デジタル・データの捜索を限定するのは、逮捕被疑事実との「関連性」である。しかしながら、この点、携帯電話には一般に、処分対象者に関する社会生活や私生活について描写を可能にし得る多様な情報が入っていることから、「逮捕被疑事実に関する証拠」に限定しても、何かしらの証拠が発見される可能性が高い。そうなれば、結局のところ、携帯電話については、その保有する情報の量及び質の観点から、このような問題が生じているにもかかわらず、捜索が広範かつ無制約に行うことができってしまうのである<sup>53)</sup>。

第三に、*Arizona v. Gant* で認められた逮捕に伴う車両内の捜索に関するルールと同様の発想に立ち、逮捕被疑事実に関連する証拠が、携帯電話から発見され得ると合理的に思料される場合に限定して、逮捕に伴う無令状捜索が許容されると解する見解があった<sup>54)</sup>。Orin S. Kerr は2013年に以下のように述べている。

「逮捕に伴うデジタル・ストレージ機器の捜索を規律する新しいルールには、逮捕に伴う車両内の捜索に関する既存の法理が、その指針になると考える。携帯電話も自動車も、可動装置(“mobile”)である。また、携帯電話も自動車も、大量の個人に関する情報を保管し得る。*Gant* において合衆国最高裁が認めたように、自動車の運転者が逮捕されれば常に、自動車を徹底的に捜索することを許容すれば、その例外法理の理論的根拠をはるかに超えて捜索が認められることになる。*Gant* を適用して、自動車を捜索できるのは、次の2つの場合に限られる。第一に、『被逮捕者が確保されておらず、捜索を実施する時に車内に四肢が届く範囲内にいる場合』、第二に、『逮捕被疑事実に関連する証拠が車内から発見され得ると合理的に思料される場合』である。同様のルールがデジタル・ストレージ機器に対する捜索にも適用されるべきである。携帯電話

は、保全するのが容易であるため、Gantの第一の要件はあまり意味がない。しかし、Gantの第二の要件は、身体から発見されるコンピュータについて容易に適用することが可能である。そのような機器は、逮捕被疑事実に関連する証拠がその端末から発見され得ると合理的に思料される場合に限り、逮捕に伴う搜索という例外の下で搜索されるべきである。コンピュータに対する搜索の侵入性や範囲を踏まえると、逮捕に伴うコンピュータの搜索は、その例外法理を正当化する証拠保全という理論的根拠から正当化される場合に限り認められるべきである<sup>55)</sup>。」

しかしながら、このような見解によれば、搜索実施時において、携帯電話から証拠が発見され得ると思料する合理的な理由が存在したか否かという事後的な事実認定の問題に帰することになり<sup>56)</sup>、一時に考えるべき事柄が多い現場の捜査官にとっては一か八かの運用とならざるを得ず、また、後知恵を助長することにもなりかねない。

さらに、最近の携帯電話は保存容量が大きく、保存されているデータの量も種類も膨大である。この事実を踏まえると、携帯電話内のデータを調べれば、かなりの確率で、逮捕被疑事実に関連する何らかの証拠が発見されるだろう。例えば、自動車例外を適用し得る場合に、逮捕被疑事実が交通違反であれば、一般に、車内で逮捕被疑事実に関連する証拠が発見されると思料することは合理的でない。対して、逮捕被疑事実が薬物犯罪であれば、車内で逮捕被疑事実に関連する証拠が発見されると思料することは合理的である。しかし、自動車が携帯電話になった場合、逮捕被疑事実がどのようなものであっても、大抵、何かしらの関連する証拠が発見されると考えられ、そうなった場合にはもはや、無限定の一般探索的な搜索と変わりが無い<sup>57)</sup>。Gant判決が自動車という文脈に限定して、搜索を規律しようとした趣旨を共有できていないという批判が向けられるだろう。少なく

とも、この見解をとる論者の中でさえも、搜索が許される範囲について考えが分かれており<sup>58)</sup>、現場の捜査官にとっては、基準として一層不明確になってしまう。

第四に、携帯電話内のデジタル・データの搜索は、逮捕に伴う搜索法理によっては認められないとする見解がある<sup>59)</sup>。逮捕に伴う搜索は、令状要件の「例外」であるが、実際には、令状による搜索よりも高い頻度で行われている。この事実を踏まえれば、逮捕や搜索・押収を行う現場の捜査官の判断の指針となるべき明確な境界線を示す基準を確立する必要性は非常に高い<sup>60)</sup>。この見解に従えば、携帯電話内のデジタル・データを調べるためには、一般に、令状を入手しなければならない。これは、捜査機関側にとっては煩わしい手続きであるかもしれないが、現場の捜査官にとって明確な線引きを示すというブライツ・ライン・ルールの要請に適い得る。この見解から問題となるのは、警察官は、令状の発付を待っている間、証拠たる携帯電話内のデジタル・データが万が一破壊されないようにするために、具体的にどのようなことができるかということである。

#### IV 携帯電話内のデジタル・データに対する搜索(2) —— Riley 判決

##### 1. Riley v. California 判決

争点を同じくする Riley v. California と United States v. Wurie の2つの事案が併合して審理された。本件では、被疑者の逮捕に伴う搜索により、被逮捕者の身体から携帯電話が発見された場合に、その携帯電話内のデータについても無令状で調べることができるかが争点となった。

法廷意見を Roberts 首席裁判官が執筆し、Scalia 裁判官、Kennedy 裁判官、Thomas 裁判官、Ginsburg 裁判官、Breyer 裁判官、Sotomayor 裁判官、Kagan 裁判官が加わり、Alito 裁判官が補足意見を執筆した。

本件では、被逮捕者の携帯電話内のデジタル・

データを、無令状で検索することは合衆国憲法第四修正に違反する不合理な搜索に当たると判断された。法廷意見は、合衆国憲法第四修正の究極的な判断基準は「合理的か否か」であるとし、逮捕に伴う無令状の搜索の適否も、この問題であるとする。そして、搜索・押収が無令状で行われた場合には、原則「不合理」だと推定され、特定の令状要件の例外に該当する場合に限って、第四修正上「合理的」な搜索であるとされる。令状要件の例外に該当するか否かについては、合衆国憲法第四修正が採用された当時の憲法起草者らの意図から判断し、それでは適切な判断ができない場合には、「個人のプライバシーに対する侵害の度合い」と、「合理的な政府の利益を促進する必要性」とを衡量して判断されるとする。これは、最も基本的なバランスの取り方である。すなわち、第四修正により全てが保護されるとすると、警察官は、目を開けて街中を歩くことにさえ相当理由が必要とされてしまい、犯罪の解決に相当な困難を強いられることになる。他方、第四修正は何も保護しないとすると、自宅や私的な空間への政府の濫用的な侵入行為に対して適切な保護を受けられないことになる<sup>61)</sup>。こうした事態を回避し、適切な解決を導くためには、競合する利益を衡量する必要がある。

Rileyで問題となったスマートフォンはおろか、Wurieで問題となった携帯電話のように、そこまで高性能ではない携帯電話でさえも、登場から15年も経っておらず、どちらの携帯電話も、ほんの2、30年前、Chimel判決やRobinson判決が出された頃には、まだ想像も及ばなかった科学技術に基づいているため、携帯電話内の情報の搜索が第四修正上「合理的か否か」は、利益衡量により判断される。その上で、後述するように、携帯電話内のデジタル・データが搜索の対象とされる場合、侵害される個人のプライバシーの程度は著しく高いのに対し、無令状で搜索を行う必要性は低いという評価が行われた。

## 2. 先例との関係

Riley判決は、先例との関係でどのように位置づけられるだろうか。すなわち、携帯電話を特別なものと位置づけ、例外的に、逮捕に伴う搜索法理を適用除外した判断なのか。それとも、逮捕に伴う搜索法理に関する先例を踏襲する判断なのか。本判決をどのように位置づけるかによって、本判決の射程も異なってくる。

現代に至るまでの科学技術や情報通信技術の急速な発達に鑑みれば、将来、携帯電話よりもはるかに洗練されたハイ・テクノロジーを用いた電子機器が普及することが予想される。本判決を、携帯電話を適用除外にした判断だと捉える場合、本判決の射程が及ばないことになり、新しい科学技術についてもまた、逮捕に伴う搜索法理の適用除外に当たるのかということが争点となろう。他方で、本判決を、あくまで先例を踏襲した判断だと捉える場合には、新しい科学技術についても本判決の射程が及び、同様の問題関心から対処できることになるだろう。本節では、Riley判決において法廷意見が掲げた三つの先例の理論的根拠が、携帯電話内のデジタル情報が搜索の対象とされる場合にも妥当するかということ进行分析する。

### (1) 逮捕者の安全を確保する必要性

まず、第一の正当化根拠——逮捕者の安全を確保する必要性——について見るに、逮捕に伴う搜索により、被逮捕者の身体から携帯電話が発見された場合、その携帯電話の外観を調べることは認められる。「未確認の有体物には、被疑者の逮捕という緊迫した状況の間は、どれだけ僅かであろうとも、常に危険があり得る<sup>62)</sup>」からである。例えば、携帯電話機の側面に剃刀の刃が仕込まれている、充電端子に爆発物が仕掛けられている、といった状況が想定できよう。それゆえ、携帯電話の物理的側面については、逮捕者の安全を確保し、もって逮捕を完遂するという必要性が認められるため、従来の物件と同様に、逮捕に伴い無令状で搜索すること、そして押収することができる。



他方、携帯電話内のデジタル「情報」それ自体は、性質上、逮捕者に危害を加えたり、被逮捕者の逃亡を可能にする凶器として使用され得るものではない。ひとたび、警察官が携帯電話機を確保して、考え得る何らかの物理的危険を排除してしまえば、その携帯電話内のデジタル情報が誰かの身体を危険にさらすということはない。したがって、携帯電話内のデジタル情報については、一般的に、逮捕者の安全を確保する必要性が認められない。

この論理過程に対しては、本件で政府が主張したように、携帯電話内の情報を捜索することは、例えば、警察官に対し、被逮捕者の共犯者が現場へ向かっていることに注意を喚起するといったように、様々な間接的な方法で、警察官の安全を確保するのに資するため、なお逮捕者の安全を確保する必要性は残っているという考え方もあるだろう。

しかしながら、逮捕現場の外部からの危険というのは、被疑者の逮捕という状況において常に潜在する危険とはいえない。具体的事情の下で、そのような恐れがあると合理的に思料される場合には、Chimel判決で示された第一の正当化根拠が妥当する場合であり、逮捕に伴う捜索を認めて良いと思われるが、現実的に、そのような場合を想定することが困難である。少なくとも、緊急例外のような令状要件の例外の適用を検討することにより適切に対処できる問題であり、Chimel判決が意図したところを超えて、一般化する必要性は乏しいと言えよう。

## (2) 証拠破壊を防止する必要性

警察官が、被逮捕者の身体から発見された携帯電話を押収し、それを証拠として保全することは適法に行える。このことは、Riley判決において政府側も認めているところである。携帯電話機がひとたび警察官により保全され、その完全なる管理下に置かれてしまえば、被逮捕者はその携帯電話に触れることができず、携帯電話内のデジタル情

報が消去される危険は解消する。したがって、携帯電話内のデジタル情報については、一般に、被逮捕者による証拠破壊を防止する必要性は存しない。

しかしながら、Riley判決において政府が主張したように、携帯電話内のデジタル情報は、その性質上、遠隔消去（data wiping）と暗号化（data encryption）という2つの手段による証拠破壊に弱い特性を持っており、なお証拠破壊を防止する必要性があるという考えも成り立ち得る。

この種の証拠喪失に関する考え方は、Chimel判決における論拠とは異なった視点に立つものである。Chimel判決において注目されたのは、手の届く範囲内の証拠の隠滅を試みることで逮捕を免れようとする被告人であったのに対し、携帯電話の脆弱性に依拠した場合、主として、逮捕現場にいない第三者の行為にまで拡張して注目される<sup>63)</sup>。

政府の主張する、拡張された証拠破壊の恐れという点に関して、警察官は、押収した携帯電話内のデータの喪失または破壊を防ぐために、少なくとも次の3つの選択肢を有することが指摘されている。第一に、携帯電話の電源を切る、またはバッテリーを抜くこと。第二に、遠隔操作によりデータが消去されることを防ぐ装置を使用すること。第三に、携帯電話機の情報、他の機器にコピーすることである。

このような証拠保全手段を踏まえても、証拠破壊の恐れが切迫している場合、すなわち、「警察官が、『今を逃したらもう後がない』という状況に真に直面している<sup>64)</sup>」場合には、警察官は、緊急例外の法理に依拠して、当該携帯電話を直ちに捜索することができる。あるいは、ロックされていない状態の携帯電話を発見・押収する場合、警察官は、携帯電話のロックに伴うデータの暗号化を防ぐために、オートロック機能を無効にすることができる。このような防御的措置は、令状の発付を待っている間、証拠保全のための現場凍結措置を是認したMcArthur法理<sup>65)</sup>の下で検討され得る。

このように、法廷意見は、政府の主張するデータの遠隔消去や暗号化という広範な問題にまでは、Chimelの論拠が拡張されないという理解を示している。これによれば、逮捕に伴い携帯電話のデータを無令状で調べることは、被逮捕者以外の者によるデータの遠隔消去や、セキュリティ機能によるデータの暗号化の恐れがあることによって一般に正当化されるものではない。ただし、個々の事案において、そのような危険が真に迫っていることを示す事情がある場合には、緊急例外により正当化される余地がある。

### (3) 被処分者の利益

Rileyの法廷意見は、携帯電話の外と中とを明確に区別し、外観を調べることについては、逮捕官憲の安全を確保する必要が認められるため許されると判断した。他方、携帯電話内のデジタル・データについては、Chimel判決で示された、逮捕に伴う捜索を正当化する2つの根拠、すなわち、①逮捕官憲の安全を確保する必要性及び②証拠破壊を防止する必要性がいずれも存在せず、逮捕に伴い無令状で捜索すべき政府の利益は大きくないと判断した。ここでは、不安定な対状況においては政府の利益が増大しているというChimel判決のアプローチからは正当化されないことを説明した。

しかし、Riley判決は同時に、逮捕に伴う無令状捜索は、警察官に身柄拘束されることにより被逮捕者のプライバシーの利益が縮減していることにも求められることを指摘している。このことは、Robinson判決との関係で分析できる。

最新の携帯電話は、タバコの箱、財布または小銭入れの捜索に比べて、はるかに大きなプライバシーの問題を生じさせる。被逮捕者のポケットから発見された物の中身を調べることは、逮捕それ自体よりも大きな更なるプライバシー侵害をもたらすものでないという結論は、物理的な物品においては、道理にかなない得る。しかしながら、その理由づけをデジタル・データにも及ぼすにあたっては、携帯電話というものの性質を分析しな

ければならない。

携帯電話はいまや、人々の日常生活にとって欠かせないものとなっている。携帯「電話」という名称ではあるが、そこには電話機能だけでなく、電話帳、メール、カメラ、ビデオ、プレイヤー、メモ帳、カレンダー、地図、健康管理、万歩計、レコーダー、電子書籍、日記帳、アルバム、テレビ、新聞など多彩な機能が搭載されている。さらに、アプリケーション等を用いることで、幅広い機能を追加することができる。Rileyの法廷意見は、この点をもって、携帯電話をミニ・コンピュータと位置付ける。

このことは、ここから得られたデジタル情報と、従来の物理的な証拠との間に大きな違いをもたらす。第一に量的な差異である。物理的な世界においては、一般に、証拠がどこにあるか、そしてそれはどれくらいの量か、どれくらい素早く移動され得るか、どれくらいに分割され保管されるか、といったことは、証拠物の物理的側面に内在する限界があり、ゆえにある程度の具体的な予測が可能である。物理的な証拠はかさばり、重さがあるためである。そのため、それを移動させるには力が要り、隠す努力をしなければならない。証拠は特定の場所にあることが多く、たいてい犯罪現場の付近であるが、その特定の場所はある程度予測可能であり、少なくとも、必ず現実に存在する場所にある。また、証拠が存在し得る場所にも、量的限界がある。住居がいかに豪邸であっても、広さというのは有限である<sup>66)</sup>。よって、証拠の量についても、ある程度の予測が可能なのである。

既存の捜索・押収法理は、このような物理的制約を前提にしている。捜索が認められる範囲は、通常、物理的な概念に沿うものである。例えば、捜索可能な範囲は、物理的な基準によって限定されている。すなわち、逮捕に伴う無令状での捜索が認められる範囲は、被逮捕者が物理的に掌握できる範囲であり、一般にそれ以上は許されない。あるいは、ある地区で裁判官により発付された捜

索令状が効力を及ぼすのは、従来、その地区内の場所及び証拠に限られるとされてきた。

しかしながら、コンピュータにおいては、このような物理的基準が必ずしも合致するとは言えない。デジタル・データそれ自体は、有体物ではなく、ヴァーチャルな、実体を持たない証拠である。それゆえ、デジタル・データは、携帯電話やノートパソコン、さらにはクラウド・コンピューティング・システムにより、どこにでも運ぶことができ、どこにでも存在し得るものであり、また同様に、容易に変更・消去され得る。また、データを分割または圧縮してサイズを小さくすることができる一方、コンピュータ自体の保存容量も非常に大きいばかりか、クラウドやサーバーを利用した場合のデータ保存空間は膨大な広さである。さらには、複数のアカウントを使い分ければ、保存可能なデータの量はもはや無限である。これらこそが、まさにコンピュータの特性であり、また、コンピュータが今日におけるほどまでに発達・普及した要因の一つでもある。

前述したように、Chimel判決で示された、逮捕に伴う捜索が許容される範囲は、物理的証拠を前提としていた。しかし、Riley判決で法廷意見が「物理的な実行可能性と、電子的な容量の間の溝が今後もひたすら広がり続けるだろう」と述べているように、コンピュータ技術の発達に伴い、今後さらにデジタルな証拠が増えていくだろう。このことは、Chimel判決の適法性基準が今後見直される可能性をも示唆している。すなわち、現在におけるよりも容易かつ頻繁に、被逮捕者から押収した電子機器内のデジタル・データが破壊されるという事態が一般的に生じる時代が来れば、「被逮捕者の身体、及び被逮捕者の直接の支配領域」に限定していたのでは、捜査の必要性に全く対応できないという問題が生じ得る。

この問題を対処するには少なくとも三つの途がある。第一は、捜索令状を入手するまでの間、捜索対象を保全するために必要な合理的装置を講ず

ることを認める McArthur 法理に基づき、データ保全のための措置をとることである<sup>67)</sup>。具体的には、携帯電話の電源を切る、バッテリーを抜く、ファラデー・バッグに入れる、あるいはロックされていない携帯電話を発見した場合にはオートロック機能を無効化するという方法が Riley において挙げられている。第二は、緊急例外の法理により対処することである。個別の事案において、逮捕官憲の安全が脅かされたり、あるいは携帯電話内のデータが破壊されたりする具体的な危険が切迫しており、それを携帯電話内の情報を捜索することにより防止できるなどの状況にあれば、緊急例外の法理から無令状捜索が許容される余地があることは Riley 判決も認めているところである<sup>68)</sup>。第三は、証拠破壊の恐れがあるとして、Chimel 判決の根拠から正当化する方策である。Riley の法廷意見において指摘されているように、現在はまた、第一、第二の方策によって、データが遠隔操作により消去される危険に対処できる。しかし、今後、このような証拠破壊防止措置でも対処できないという事態が一般化すれば、第三の方策のような判断がなされてもおかしくないように思われる。しかし、この方策には問題点もある。Robinson 判決は、逮捕による侵害の程度に比べて、引き続き捜索による侵害の程度がわずかに追加的なものでしかないことを理由に認めた。したがって、Chimel 判決の観点から、政府の利益が増大していることが認められるとしても、捜索によるプライバシー侵害の程度が高ければ、Robinson 判決の観点から、なお認められない可能性がある。

Riley は、被疑者が自動車を運転していたところを停止させられ、逮捕された事案であった。Gant で認められた自動車例外を適用する余地はないのであろうか。捜査機関側は、携帯電話内のデジタル・データの捜索に、Gant のルールを取り入れることを主張する。すなわち、被逮捕者の携帯電話に、「逮捕に係る犯罪の証拠があると思料することが合理的である場合」には常に、被逮捕者の携帯

電話の無令状捜索が許容されるべきだという。

しかし、重要であるのは、Gantにおける「逮捕に係る犯罪の証拠があると思料することが合理的である場合」という独立の例外は、Chimel判決に端を発するものではなく、「自動車という状況に特有の事情」から生じたものだけということである。Gantにおいて、合衆国最高裁は、その判断を自動車内の捜索に明確に限定した。したがって、自動車内の捜索という文脈を離れて、この独立の例外を広範に拡張することには慎重でなければならない。

Thornton v. United Statesにおいて、Scalia裁判官の補足意見が的確に説明したように、特別な事情は、自動車の場合には、「プライバシーの期待が縮減していること」と「法執行の必要性が高まっていること」から導かれる。そうであれば、少なくとも、携帯電話内のデジタル・データの捜索においても、プライバシーの期待が縮減していること及び法執行の必要性が高まっていることが認められなければならない。しかしながら、既に検討してきたように、携帯電話内のデジタル・データの場合には、いずれの根拠も認められない。ゆえに、携帯電話内のデジタル・データにおいて、Gantを適用することはできない。

### 3. Riley 判決の持つ重要性及び影響

本判決は、既に述べたような様々な見解の対立に終止符を打ち、携帯電話内のデジタル・データを捜索するためには、令状を入手しなければならないという捜査手続きを確立した。事実、本判決以降、全ての裁判所が、警察官による携帯機器の内容確認として捜索を実施するに先立って捜索令状の入手を要求するようになっていく。今後は、携帯電話はもとより、その他の電子機器についても、その内容確認としての捜索を行うためには、事前に令状を入手するという実務が徹底されることとなるだろう。

また、本判決が合衆国最高裁の裁判官全員一致

で出されたものであるという事実それ自体に重要性が認められる<sup>69)</sup>。特に、Scalia 裁判官と Thomas 裁判官の両名は、本判決以前に、合衆国憲法第四修正は、捜索が明らかに「不合理」なものでない限り、令状を義務付けてはいないという見解を述べていた<sup>70)</sup>。合衆国最高裁の中で最も「オリジナリスト」と「テクスチャリスト」である両裁判官が、従来、下級審や法執行機関の裁量に委ねられていた問題について、明確な見解を示した法廷意見に名を連ねたということは、合衆国最高裁の9人の裁判官が、憲法上の要請である捜索の令状要件を確かなものとするに関して、そのルールを守るべく、団結したことを意味している<sup>71)</sup>。

Rileyの法廷意見は、コンピュータの保存容量という特性がプライバシーに与える影響という量的観点からと、携帯電話の捜索により取得される情報の種類という質的観点の両方から、コンピュータの特殊性を強調した。前者の観点として、携帯電話の容量が増えれば、一種類だけの情報さえも、以前に可能であったより、はるかに多くの情報を伝えることが可能になることが指摘されている。後者の観点として、携帯電話は一か所で、住所やメモ、処方箋、銀行取引明細、動画等、様々な質の異なる情報を収集するが、それらの情報が結び合わさることにより、個々の記録から判明するよりも、はるかに多くの事柄が明らかになるということが指摘されている。

ここで示唆されているのは、ここでは、「量は質に転化し得る」ということである。すなわち、情報量1のデータが1000個集まった場合、単純に1×1000=1000の情報ではなく、それ以上の、はるかに多くの私的な情報が明らかにされ得る。個々の情報の量的集合体により、個々の情報からは判明しない詳細な情報が取得され得るのである。

また、携帯電話は、その登場までは通常持ち歩かれることのなかった物を携帯することを可能にした。また同時に、携帯電話の捜索により、住居の徹底的な捜索よりもなお、はるかに多くのこと



が明らかになる。例えば、数年間のカレンダーや日記、過去に立ち寄ったあらゆる場所、数年間の通話履歴、過去に閲覧したあらゆるウェブページ等が挙げられる。こうした情報は、以前なら住居で発見された、多くの慎重な扱いを要する記録のデジタル版というだけでなく、住居内ではいかなる形でも決して発見されることのなかった多岐にわたる内密な情報でもある。本件の法廷意見は、この点をとらえて、携帯電話内のデジタル・データにおけるプライバシーを、住居におけるプライバシーと同等かそれ以上<sup>72)</sup>と特徴づけたが、これは非常に思い切った判断である<sup>73)</sup>。結果として、合衆国最高裁は、同じデータであっても、それが有体物に化体されているか、デジタル形式かによって、憲法的保護に違いを創出したのである<sup>74)</sup>。

その結果、本判決は、デジタル・プライバシーという分野において、個人の権利を広く主張できることを確立した<sup>75)</sup>。結果的に被告人に有利な判断がなされた事案も、合衆国最高裁が前向きに認めた限度を超えて、権限と裁量を拡大しようとするような法執行活動の行き過ぎを抑制することにはほとんど資さなかつたのに対し、Rileyは、捜査の必要性和個人の権利保護とのバランスを回復しただけでなく、個人の権利の重要性を強調し、実務に大きな影響を及ぼし得るものである。この判断は、個人のプライバシーの権利を支持し、譲れない一線を示したものであり<sup>76)</sup>、合衆国憲法第四修正が従来保護しようとしてきたものと、最新の科学技術とを適応させるにあたり、大きな一歩を踏み出した判断だと評価できる。

しかし、Riley判決が、主としてプライバシーという観点から、携帯電話内のデジタル・データを搜索するには令状を入手するよう義務付けたことから、令状にはどの程度の特定性が要求されるべきかという新たな疑問が生まれる<sup>77)</sup>。本判決以降、携帯電話を含む携帯機器内のデジタル・データを搜索しようとする場合、令状に要求される特

定性の程度という、より具体的な議論に移行している<sup>78)</sup>。特に、本件は、法廷意見が携帯電話をコンピュータと位置づけたことから、コンピュータに対する搜索について合衆国最高裁が判断した初の事案でもある<sup>79)</sup>。携帯電話とコンピュータの機能的に異なる点に焦点を当て、両者を全く同じく扱うことを疑問視する見解も見られる<sup>80)</sup>。具体的には、コンピュータのデータを搜索しようとする場合、データのファイル名や拡張子の変更が容易であり、簡単に証拠を偽装できてしまうという搜索の困難さから、搜索令状における特定性は、ある程度広範にならざるを得ない<sup>81)</sup>。それに対して、携帯電話は、コンピュータと比して、ユーザーによりファイル名やファイル拡張子の変更される恐れは低いと、令状の表現にどの程度の厳密さを求めるべきかという問題が生じる。令状の特定性の問題に関しては、現在、携帯電話を含め携帯機器に対する搜索令状に、搜索手順を示すことを義務づける立場と、合理性という観点から警察官の裁量に理解を示す立場がある<sup>82)</sup>。また、令状の特定性の問題と関連して、令状によって電子機器に対する搜索が行われる場合に、搜索の現場で、捜査官はどれほどの裁量の幅を有するのかという問題もあり<sup>83)</sup>、今後の裁判例・判例の蓄積が待たれる。

本判決が実務において有する意義はまだある。「携帯電話内のデジタル・データが搜索された」場合に、搜索が及んだのは通話履歴だけだったのか、それともメッセージやメール、写真等まで広く行われたのかを区別すべきかどうかの問題となり得る。Wurieで、第一巡回区連邦控訴裁判所が述べたように、携帯電話の搜索には、明確な判断基準となるルールが必要である。そのため、搜索の対象となるデータの内容に関わりなく、あらゆる携帯電話内のデジタル・データに対する搜索が、同じルールによって規律されることが必要であろう。携帯電話あるいはコンピュータ内のデジタル・データを搜索するためには令状を入手しなければな

らないとした本件の判断は、現場の捜査官にとって判断基準として明確であり、ブライツ・ライン・ルールの要請に適うものである<sup>84)</sup>。

さらに、合衆国最高裁が、本件で、捜査官が令状の発付を待つ間に、執ることのできる措置を具体的に示したという点は、特に捜査実務における意義が認められる。このことは、合衆国最高裁が、手放しに個人の権利だけに理解を示したわけではないことを示している。すなわち、携帯機器には、データが遠隔操作により消去されてしまう危険があるという事実を認めた上で、令状を入手するまでの対策として、携帯電話の電源を切る、バッテリーを抜く、ファラデー・バッグと呼ばれるアルミホイルのポーチに入れるといった侵害度の低いデータ保全措置をとることを明確に認めている。さらに、そのような措置によっても対処できないような急を要する場合に、やむを得ず行われたデジタル・データの無令状捜索について、緊急例外の法理から正当化する途を残している。合衆国最高裁は、本判決を通して、捜査の必要性にも一定の理解を示したのである。捜査の必要性と、個人のプライバシー保護という競合する利益の適切な調整を図ろうとする Roberts コートの姿勢をうかがうことができる。

本判決の法廷意見は、さらに、クラウド・コンピューティングについても論を展開しているが、筆者は、このクラウドに関する法廷意見の指摘が本判決において、最も重要な部分ではないかと考えている。クラウド・コンピューティングは、携帯電話の使用者が、自己の端末から、第三者たるリモート・サーバーにデータを送信することにより、一般に、データのバックアップをとったり、他者と共有することを目的として利用される。従来の捜索法理においては、任意に第三者に情報が共有された場合には、「第三者法理<sup>85)</sup>」が適用され、共有された情報は、合衆国憲法第四修正による保護の対象から外れると理解されてきた。このような従来の理解からすれば、クラウドの問題も、

第三者たるサーバーに、自らデータをアップロードしているのであるから、その行為をもって当然に第三者法理の適用を受けることになりそうである。しかしながら本判決は、そのように結論づけはしなかった。本判決は、情報が保存されている場所が、携帯電話の端末内か、それとも、クラウド上かということには「ほとんど差異はない<sup>86)</sup>」と述べ、クラウドにより情報が共有される場合でも、第四修正上のプライバシーの権利を認めた。これは、合衆国最高裁が、何十年もの間、合衆国憲法第四修正上の捜索に該当する範囲をかなり限定していた第三者法理から、大きく離脱する姿勢をとったことを示している<sup>87)</sup>。

## V おわりに

逮捕に伴う捜索法理は、認められる範囲が広げられたり、狭められたり、長年の試行錯誤を繰り返しながら、今日の Riley 判決にたどり着いた。本判決は、その歴史を振り返りながら、その理論的根拠を整理し、合衆国憲法第四修正が採用された当時には想像もできなかったコンピュータ技術に、第四修正の保護をどう適応させるかという問題に向き合った。この問題は、今に始まったことではない。第四修正は、物理的侵入を伴う捜査手法を規律するという従来の法理論法実務を、プライバシーという観点から発展させた重要な判例である Katz v. United States<sup>88)</sup>もまた、新技術と第四修正の調和という問題に対し苦心した。

本判決は、携帯電話内のデジタル・データには、逮捕に伴う捜索法理が適用されないことを判示し、令状の入手を義務付けた。デジタル領域におけるプライバシーを厚く保護することで、従来、捜索により発見されてきた有体物に化体されたデータと、今日問題となっているデジタル・データとの間で、憲法的保護に差異を創り出したことになる。さらに、クラウド上にアップロードされた情報であっても、プライバシーの利益を主張できることが確立された。これは、デジタル領域にお

いて第四修正による保護が拡大されたことを意味し、Roberts コートが、デジタル化が進む現代社会におけるプライバシーの重要性に理解を示し、伝統的な合衆国憲法第四修正の保護を対応させようとする姿勢の表れだと理解できる。

他方、Roberts コートが個人のプライバシーだけを重要視しているわけでないこともわかる。本判決では、逮捕という緊迫した状況の中で、捜査官がとることのできる具体的な措置が示されている。また、個別具体的な状況の下、携帯電話内のデジタル・データについて無令状で捜索が行われたとしても、それが緊急例外により適法とされる余地も認めており、捜査の必要性に一定の理解を示した判断だと評価できる。このように、本件は、Roberts コートが、しばしば競合するプライバシー保護の要請と、捜査の必要性との適切なバランスを図ろうとする試みの一つとしてとらえることができるだろう。

既に述べてきたように、Riley 判決は大きな意義を有する判断であるが、同時に、新たな議論を生じさせた。携帯電話内のデジタル・データを捜索するにあたり、令状の入手が義務づけられたことにより、捜索令状において要求される捜索対象の特定性の程度と、令状における捜索対象の記載と実際の捜索対象における捜査官の裁量がどの程度許容されるのか（あるいは一切許容されないのか）という問題が次なる検討課題になり得る<sup>89)</sup>。

さらに、コンピュータの特殊性やクラウドに関する本判決の指摘は、既存の捜索・押収法理が見直される時期に来ていることを示している。本判決は、デジタル・データの保存場所が、携帯電話の端末内か、クラウド上かということに、違いを見出さなかった。これにより、確立された法理として広く用いられてきた第三者法理が、近い将来、必ず修正されることになるだろう。また、法廷意見が、携帯電話におけるプライバシーについて、住居におけるそれと同等かそれ以上とした論理は、いわゆる「モザイク理論<sup>90)</sup>」を想起させる。モザ

イク理論もまた、第三者法理に修正を加え得るものである。本判決により、クラウドやサーバーの利用と、第三者法理の抵触という問題が顕在化する。第三者法理がこれまでどの状況で適用され、あるいは適用が否定されたか分析し、本法理が今後どのように用いられていくのか検討することを今後の課題としたい。

我々を取り巻く社会の変化、特に、高度な情報通信技術の発達は、これまでの捜索・押収法理を見直す契機をもたらす。将来、さらに洗練された情報通信技術が捜査手法に取り入れられるだろう。そのような捜査手法の第四修正による規律にあたっては、既存の捜索・押収法理の修正をも視野に入れて、慎重な分析がなされなければならないことは論を待たない。

- 1) 井上正仁『強制捜査と任意捜査新版』33-57頁（有斐閣、2014年）。田宮裕『捜査の構造』220頁（有斐閣、1971年）。
- 2) Katz v. United States, 389 U.S. 347, 357 (1967).
- 3) Weeks v. United States, 232 U.S. 383 (1914).
- 4) See, *Fourth Amendment-Search and Seizure-Searching Cell Phones Incident to Arrest — Riley v. California*, 128 HARV. L. REV. 251 (2014).
- 5) Riley v. California, 134 S.Ct. 2473 (2014).
- 6) 刑事訴訟法220条1項及び3項。
- 7) GPSによる位置探索の事案に、大阪地決平成27年7月10日、大阪高決平成28年3月2日、名古屋地決平成27年12月24日、名古屋高決平成28年6月29日、水戸地決平成28年3月25日。携帯電話の位置探索が関わる事案に、東京高決平成16年7月16日。
- 8) 本件を契機とした論考として、山田哲史「新技術と捜査活動規制(1)～(2・完) 合衆国最高裁Riley判決の検討をきっかけに」岡山大学法学会雑誌65巻1号178頁、同巻第2号500頁(2015年)。辻雄一郎「合法的な逮捕に伴うスマートフォンの無令状捜索に関する憲法学的考察」法政論叢51巻2号111頁(2015年)。海野敦史「通信の秘密不可侵の法規範との関係における通信用端末設備の法的位置づけ及びその内包する情報に対する保護のあり方：米国の『逮捕に伴う捜索』に関する判例法理を手がかりとして」経営と

- 経済95巻3-4号173頁(2016年)。本件の邦語評釈として、成瀬剛「アメリカの刑事司法・法学教育の一面—最近の連邦最高裁判例を素材として」法学教室411号164頁(2014年)、柳川重規「逮捕に伴う捜索・押収の法理と携帯電話内データの捜索：合衆国最高裁Riley判決の検討」法学新報121巻11・12号527頁(2015年3月)、州見光男「Riley判決」比較法学49巻1号180頁(2015年)、池亀尚之「Riley v. California, 134 S. Ct. 2473 (2014) —逮捕に伴って実施された携帯電話内のデジタル情報の無令状捜索が、合衆国憲法第四修正に違反すると判断された事例」アメリカ法2015-1号144頁(2015年)、森本直子「被逮捕者の携帯電話の捜索と令状の必要性：Riley v. California, 134 S. Ct. 2473 (2014)」比較法学49巻2号336頁(2015年)。
- 9) See, David Gray, *Fourth Amendment Remedies as Rights; The Warrant Requirement*, 96 B.U. L. Rev. 425 (2016).
- 10) *Supra* note 3.
- 11) *Id.* at 392.
- 12) 逮捕に伴う捜索法理に関する裁判例の変遷については、See, Thomas Rosso, *Unlimited Data?: Placing Limits on Searching Cell Phone Data Incident to a Lawful Arrest*, 82 FORDHAM L. REV. 2443, 2449-2451 (2014).
- 13) *Arizona v. Gant*, 556 U.S. 332, 350 (2009) は、逮捕に伴う捜索法理の形成を「波乱万丈の歴史」と描写する。
- 14) See *Chimel*, 395 U.S. at 755. 「逮捕に伴う捜索という例外を広範に解釈するのか厳格に解釈するのかという問題についての合衆国最高裁の判断は一貫しているとは到底言えない」と指摘している。*Chimel* 判決に至るまでの逮捕に伴う捜索・押収に関する判例の変遷については、田宮・前掲注1) 218頁以下(有斐閣, 1971年)が詳しい。
- 15) *Marron v. United States*, 275 U.S. 192 (1927).
- 16) *Id.* at 199.
- 17) *Go-Bart Importing Co. v. United States*, 282 U.S. 344 (1931).
- 18) *United States v. Lefkowitz*, 285 U.S. 452 (1932).
- 19) *Harris v. United States*, 331 U.S. 145 (1947), overruled by *Chimel v. California*, 395 U.S. 752 (1969).
- 20) *Id.* at 151.
- 21) *Id.* at 152-153. See, *supra* note 12, at 2450.
- 22) *Trupiano v. United States*, 334 U.S. 699 (1948), overruled by *United States v. Rabinowitz*, 339 U.S. 56 (1950), overruled by *Chimel*, 395 U.S. 752.
- 23) *Id.* at 709.
- 24) *Id.*
- 25) *United States v. Rabinowitz*, 339 U.S. 56 (1950). 本件では、被告人が逮捕された場所である事務所に対して行われた90分に渡る捜索が適法だとされた。なおFrankfurter裁判官の反対意見が付されている。See, at 68.
- 26) *Infra* note 27, at 760.
- 27) *Chimel v. California*, 395 U.S. 752 (1969).
- 28) *Chimel* 判決以降の逮捕に伴う無令状捜索の問題について、田宮・前掲注1) 234-243頁、井上・前掲注1) 331-373頁、緑大輔「合衆国での逮捕に伴う無令状捜索—チャイメル判決以降—」一橋論叢128巻1号75頁(2002年)。
- 29) See, *supra* note 27, at 763.
- 30) *Id.*
- 31) *Id.*
- 32) See, *supra* note 5, at 2488.
- 33) See, *supra* note 29.
- 34) *United States v. Robinson*, 414 U.S. 218 (1973).
- 35) 令状要件の憲法的地位を巡っては、盛んな議論がなされている。See, *supra* note 9.
- 36) WAYNE R. LAFAVE, *SEARCH AND SEIZURE: A TREATISE ON THE FOURTH AMENDMENT* 128 (5th ed. 2012).
- 37) See, *supra* note 34, at 235. このことは、*Thornton v. United States* においても確認されている。See, *Thornton v. United States*, 541 U.S. 615, 631-632 (2004).
- 38) *Robinson* の事案においては、被逮捕者の身体からタバコの箱が発見され、さらにその中身を調べたことが問題となった。
- 39) See, *supra* note 5, at 2488.
- 40) *Chimel* では、逮捕に伴う被逮捕者の住居の徹底的な捜索が問題となった。このような事案は、*Chimel* で示された逮捕に伴う捜索の正当化根拠を欠くものであると同時に、*Robinson* によっても認められない。すなわち、逮捕により生じる侵害に比べて、住居の徹底的な捜索により生じるプライバシーの侵害の程度は非常に大きく深刻であり、「わずかな追加的侵害」とは言えないからである。したがって、このような場合には、令状が要求されることになる。この



ことは、無令状捜索が認められるか否かが、捜索の対象がどのような場所または物であるかということに大きく左右されることを示している。

- 41) *Supra* note 13.
- 42) *Id.* at 343.
- 43) *Supra* note 37.
- 44) *See id.* at 631.
- 45) *See*, Adam M. Gershowitz, *Seizing a Cell Phone Incident to Arrest: Data Extraction Devices, Faraday Bags, or Aluminum Foil as a Solution to the Warrantless Cell Phone Search Problem*, 22 WM. & MARY BILL RTS. J. 601, 601-602 (2013).
- 46) 連邦の下級裁判所の見解と州裁判所の見解さえ一致していない状況にあった。 *See, supra* note 12, at 2443.
- 47) Adam M. Gershowitz, *The iPhone Meets the Fourth Amendment*, 56 UCLA L. REV. 27, 47 (2008).
- 48) *See, supra* note 45, at 601-604.
- 49) この立場に立ったものとして, *United States v. Finley*, 477 F.3d 250 (5th Cir. 2007); *People v. Diaz*, 244 P.3d 501 (Cal. 2011); *People v. Riley*, 2013 WL 475242 (Cal. Ct. App. Feb. 8, 2013); *United States v. Murphy*, 552 F.3d 405 (4th Cir. 2009); *United States v. Flores-Lopez*, 670 F.3d 803 (7th Cir. 2012).
- 50) *Finley, id.* at 259-60.
- 51) *Robinson, supra* note 34; *New York v. Belton*, 453 U.S. 454 (1981).
- 52) *See, supra* note 47, at 38-39.
- 53) 成瀬・前掲注 8) 169頁。Gershowitz 教授は、警察官が、嫌疑を特定しないままに、大量の私的なデータを捜索できることになってしまうことを指摘している。 *See, supra* note 45, at 601, 604.
- 54) この立場に立ったものとして, *United States v. Quintana*, 594 F. Supp. 2d 1291 (M.D. Fla. 2009); *United States v. McGhee*, No. 8:09CR31, 2009 WL 2424104 (D. Neb. July 21, 2009); Clifford S. Fishman, *Searching Cell Phones After Arrest: Exceptions to the Warrant and Probable Cause Requirements*, 65 RUTGERS L. REV. 995, 1039-1040 (2013); Orin S. Kerr, *Foreword: Accounting for Technological Change*, 36 HARV. J. L. & PUB. POLY 403, 406-407 (2013); Ben E. Stewart, *Cell Phone Searches Incident to Arrest: A New Standard Based on Arizona v. Gant*, 99 Ky. L.J. 579, 598 (2011). なお、*Gant* 判決以前から、このような考え方を指摘するものとして、 *See, supra* note 47, at 48-49.
- 55) *Kerr, supra* note 54, at 406-407.
- 56) *See, supra* note 45, at 601-604.
- 57) 成瀬・前掲注 8) 168頁が例に挙げるように、スピード違反がわかりやすいと思われる。すなわち、「例えばスピード違反で逮捕した場合、車内に証拠が存在する可能性は低いが、携帯電話内の位置情報履歴は証拠となりうる」。
- 58) この考え方が迅速かつ容易な解決策を提供するものでないことは、この見解を主張する論者も認めているところである。例えば、薬物犯罪での逮捕に続いて携帯電話の内容が捜索された場合、それが一律に正当化されるかどうかは明らかというには程遠い。Quintan の傍論で、裁判所は、そのような捜索は適法だと述べており、Gershowitz 教授も、携帯電話は薬物売買に使われる道具だと認識されているという理由から同意したが、Kerr 教授は、マリファナ所持で逮捕された者が、その逮捕に係る犯罪に関連する証拠となるものを携帯電話に保存していることは恐らくないと述べている。 *See, supra* note 12, at 2464.
- 59) この立場に立ったものとして, *State v. Smith*, 920 N.E. 2d 949 (Ohio 2009); *Smallwood v. State*, 113 So. 3d 724 (Fla. 2013); *People v. Wurie*, 728 F.3d 1 (1st Cir. 2013), cert. granted, 134 S. Ct. 999; *Thomas, supra* note 12, at 2472.
- 60) 合衆国においては、いわゆる「ブライト・ライン・ルール」の問題として、現場の捜査官にとって、できる限り明確な境界線を示すルールが求められている。
- 61) Orin S. Kerr, *Applying the Fourth Amendment to the Internet: A General Approach*, 62 STAN. L. REV. 1005, at 1005 (2010).
- 62) *Supra* note 5, at 2485.
- 63) データの暗号化に関しては、逮捕現場にいない第三者の行為という問題からさらに離れて、携帯電話のセキュリティ機能の通常の使用に焦点が当てられている。 *See, supra* note 5, at 2486.
- 64) *Missouri v. McNeely*, 133 S. Ct. 1552, 1560 (2013).
- 65) *Illinois v. McArthur*, 531 U.S. 326 (2001).
- 66) *Supra* note 61, at 1005.
- 67) 柳川・前掲注 8) 536頁。
- 68) 同上541頁。
- 69) 成瀬・前掲注 8) 169頁。

- 70) Scalia裁判官は、「合衆国憲法第四修正は、その条文上、搜索及び押収を実施する際に事前に令状を入手するよう要求してはいない。第四修正の条文は、単に、『不合理な』搜索・押収を禁じているに過ぎない。」と述べている。See, *California v. Acevedo*, 500 U.S. 565, 581 (1991) (Scalia, J., concurring). Thomas裁判官は、合衆国憲法第四修正が、一般令状を対象としていることは明らかであるが、実際に令状を要求しているかは明らかでないと主張している。See, *Groh v. Ramirez*, 540 U.S. 551, 572 (2004) (Thomas, J., dissenting).
- 71) See, Andrew D. Huynh, *What Comes After “Get a Warrant”: Balancing Particularity and Practicality in Mobile Device Search Warrants Post-Riley*, 101 CORNELL L. REV. 187, 188-189 (2015).
- 72) See, supra note 5, at 2491.
- 73) George M. Dery III & Kevin Meehan, *A New Digital Divide?: Considering the Implications of Riley v. California’s Warrant Mandate for Cell Phone Searches*, 18 U. PA. J.L. & SOC. CHANGE 311, 328-331 (2015).
- 74) Id. at 323-328.; Yelton H. Rick, *Riley v. California: Setting the Stage for the Future of Privacy by Distinguishing Between Digital and Physical Data*, 60 LOY. L. REV. 997 (2014). 成瀬・前掲注8) 169頁。
- 75) MICHAEL C. GIZZI & R. CRAIG CURTIS, *THE FOURTH AMENDMENT IN FLUX: THE ROBERTS COURT, CRIME CONTROL, AND DIGITAL PRIVACY* 6 (2016).
- 76) Supra note 71, at 189.
- 77) 成瀬・前掲注8) 170頁。
- 78) Id. at 187-222.; William Clark, *Protecting the Privacies of Digital Life: Riley v. California, the Fourth Amendment’s Particularity Requirement, and Search Protocols for Cell Phone Search Warrants*, 56 B.C. L. REV. 1981 (2015); Adam M. Gershowitz, *The Post-Riley Search Warrant: Search Protocols and Particularity in Cell Phone Searches*, 69 VAND. L. REV. 585 (2016).
- 79) Supra note 71, at 189.
- 80) See, id. at 187. アメリカにおける令状の特定性要件に関する法語文献として、太田茂「搜索差押えの特定性の要求に関するアメリカ合衆国連邦裁判所判例の諸法理とその実情—『詐欺性充満の法理』を中心として— (1, 2)」比較法学49巻1号83頁 (2015年)。
- 81) See, supra note 71, at 201-208.
- 82) See, id. at 209-210.
- 83) See, id. at 221.
- 84) 本件にブライト・ライン・ルールとの関連で意義を認めるものとして、Brianne J. Gorod, *Agreement at the Supreme Court: The Three Important Principles Underlying Riley v. California*, 9 N.Y.U. J.L. & LIBERTY 70, 78 (2015).
- 85) 第三者法理とは、第三者に対して任意に開示した情報については合衆国憲法第四修正の保護が及ばないとする法理であり、Smith判決以降、確立された法理として、様々な文脈において用いられている。
- 86) Supra note 5, at 2491.
- 87) 本判決が、既存の第三者法理を一新し得るものであることを指摘するものとして、Ryan Watzel, *Riley’s Implications for Fourth Amendment Protection in the Cloud*, 124 YALE L.J. F. 73 (2014); Supra note 56, at 331-338; Jennifer Daskal, *The Un-Territoriality of Data*, 125 YALE L. J. 326, 377-387 (2015). デジタル・エイジにおける第三者法理の限界を指摘するものとして、Monu Bedi, *Social Networks, Government Surveillance, and the Fourth Amendment Mosaic Theory*, 94 B.U.L. REV. 1809 (2014); Timothy J. Geverd, *Bulk Telephony Metadata Collection and the Fourth Amendment: The Case for Revisiting the Third-party Disclosure Doctrine in the Digital Age*, 31 J. MARSHALL J. INFO. TECH. & PRIVACY L. 191 (2015); Steven I. Friedland, *Riley v. California and the Stickiness Principle*, 14 DUKE L. & TECH. REV. 121 (2016).
- 88) Supra note 2.
- 89) Supra note 71, at 187.
- 90) モザイク理論とは、「断片化された情報をモザイクのように繋ぎ合わせること」により、監視対象者に関する私的情報を網羅的に把握し得るという理論である。これは、元々は、国家安全保障に関する情報の開示請求に対し、これを棄却するという文脈において用いられてきた。尾崎愛美「位置情報の取得を通じた監視行為の刑事訴訟法上の適法性」法学政治学論究104号250頁, 259頁 (2015年)。